

特定建設作業について

建設・土木工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を騒音規制法と振動規制法では特定建設作業と定めて、届出を義務付けています。

1 特定建設作業の種類

それぞれ下記の表に掲げる作業が該当します。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

騒 音 （騒音規制法第2条第3項）		
騒音規制 法施行令 別表第2 の項番号	作 業 の 種 類	規 模
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機はもんけんを除き、圧入式くい打くい抜機を除く。（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のもの（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のもの（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のもの
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のもの
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のもの

※ 6～8「環境大臣が指定するもの」とは、国土交通省が指定した低騒音型・超低騒音型の建設機械のことで、型式については、国土交通省のホームページに掲載されています。

振 動 （振動規制法第2条第3項）		
振動規制 法施行令 別表第2 の項番号	作 業 の 種 類	規 模
1	くい打機、くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業	くい打機はもんけん及び圧入式くい打機を除き、くい抜機は油 圧式くい抜機を除く。くい打くい抜機は圧入式くい打くい抜機 を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当 該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
4	ブレーカーを使用する作業	ブレーカーは手持式のものを除き、作業地点が連続的に移動す る作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最 大距離が50mを超えない作業

2 特定建設作業の規制基準（騒音規制法第15条、振動規制法第15条）

	第1号区域	第2号区域
基 準 値	騒音：敷地境界線で85dB以内 振動：敷地境界線で75dB以内	
作業禁止時間帯	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
1日の作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所での 作 業 期 間	連続6日以内	
作 業 日	日曜日、その他休日でないこと。	

- ※ 第1号区域
- ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音・振動の発生を防止する必要がある区域
 - エ 学校教育法1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内区域

- ※ 第2号区域 第1号区域以外の指定区域

3 届出受付期間（騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項）

該当作業の開始の日の7日前まで

※届出書は、正本とその写し計2部を提出してください。

4 報告及び検査（騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項）

騒音規制法・振動規制法に基づいて、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求めたり、当該場所へ立ち入り、物件を検査することができます。

5 改善勧告・命令（騒音規制法15条、振動規制法15条）

特定建設作業に伴い発生する騒音及び振動が規制基準に適合せず、かつ特定建設作業の場所の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音規制法・振動規制法に基づいて、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業の時間を変更すべきことを勧告・命令する場合があります。

6 罰則（騒音規制法30条～33条、振動規制法26条～29条）

改善命令等に違反した場合は、罰則があります。

7 その他

解体工事や建築工事では、騒音・振動などが発生します。特に重機を使用した作業では、大きな騒音や振動が発生します。実際、市には工事に伴う騒音や振動の苦情が寄せられています。

解体工事や建築工事を行う場合は、出来るだけ周囲への影響を考慮するとともに、近隣に対して工事内容や日程等について周知するようにお願いします。